

慶應義塾特定認定再生医療等委員会規程 別表
料金表

制定 2019年2月26日
改正 2019年6月11日

1. 審査手数料等について

- ① 申請者等は、第14条の規定により、審査手数料を支払わなければならない。
- ② 審査料は、以下に掲げるとおりとする。税金は別途加算する。

	料金	塾内申請者料金
申込料(事前審査・ヒアリング料)	60,000円	
契約書の作成(慶應義塾外(学外)からの審査依頼の場合)	12,000円	一
新規申請(第1種:1件当たり、初年度)	996,000円	645,000円
新規申請(第2種:1件当たり、初年度)	712,000円	460,000円
新規申請(第3種:1件当たり、初年度)	570,000円	369,000円
2年度目以降(第1種:1件当たり、1年度毎)	228,000円	
2年度目以降(第2種:1件当たり、1年度毎)	199,000円	
2年度目以降(第3種:1件当たり、1年度毎)	142,000円	

- 注1) 料金には、変更申請の審査、中止・終了・定期報告の審査、疾病等・感染症・不具合に関する報告の審査に係る手数料を含む。
- 注2) 慶應義塾特定認定再生医療等委員会で既に承認されている提供計画を改正省令に適合させるための変更申請（経過措置期間中の書面審査を含む）については上記「2年度目以降」欄の料金を適用する。
- 注3) 慶應義塾大学病院は臨床研究中核病院として再生医療を含む臨床研究の普及ならびに医療の発展に貢献する使命を帯びている。また信濃町キャンパス所属の医学部・病院教職員が獲得した研究資金の一部（間接経費）が事務局の運営費用に充当されていることから、信濃町キャンパス所属の医学部・病院教職員は塾内申請者料金で申請することができるものとする。
- 注4) 審査等業務の円滑かつ迅速な実施のため、申請書面等の準備に際して適切な専門的助言を受けていないと認められる場合には、別途に専門組織による助言を受けることを求める場合がある。

2. この申し合わせの改廃は、医学部運営会議の議を経なければならない。

附則（2019年2月26日）この申し合わせは、2019年4月1日から施行する。

附則（2019年6月11日）この申し合わせは、2019年7月1日から施行する。